

村山市中小企業振興資金融資制度

徳内資金のご案内

村山市商工業の振興と中小企業の経営の安定を目的とした融資制度です。
市の資金を活用することにより、低利融資を実現しています。

市内
中小企業者の
皆さん!!

対象者

市内に本店または主たる事業所を有し、市内において事業を営んでいる中小企業者。
※市税を完納している事業者に限る

融資内容

資金使途	事業活動を行うに必要な、運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間は6ヶ月以内）
金利	1.7%
信用保証	連帯保証人、担保その他の融資に関する必要な事項については、 金融機関の定めるところによる。 ※山形県信用保証協会の信用保証を付けていただきます。
償還方法	元金均等償還（繰上償還可能）
取扱金融機関	山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北郡信用組合

保証料補給

山形県信用保証協会の信用保証料の60%を、市が補給します。

申込み

まずは取扱金融機関にご相談ください。

問い合わせ先：村山市商工観光課 商工業振興係
☎55-2111（内線151）